「大分県がん対策推進条例(仮称)案」の概要

○大分県がん対策推進条例(仮称)案の基本構成

 I 目的
 II 責務と役割
 III 施策
 IVその他(財政上の措置)

 (第1条)
 (第2∼6条)
 (第7∼8条)
 (第9条)

(I 条例の目的

がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状から、がん対策に関し、県の責務並びに市町村、保健医療機関、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、がんの予防及び早期発見の推進、がん医療に関する施策の基本的な事項について定めることにより、県民の視点に立ったがん対策を総合的に推進することを目的とする

(Ⅱ 責務と役割

1 県の責務

国、市町村、保健医療機関、がん患者及び家族、関係団体等と連携を図り、本県の特性にあった施策を策定し、実施する

2 市町村の役割

県、保健医療機関などと連携し、がんの予防及び早期発見に向けた施策の推進に努める

3 保健医療機関の役割

県が講ずる施策に協力するとともに、良質ながん医療の提供に努める。がん患者等が求めるがん に関する情報提供に努める

4 県民の役割

がんに関する正しい知識を保持し、がん予防に関心を持ち、がん検診の積極的な受診に努める

5 事業者の役割

従業員が、がんの予防と早期発見ができるよう努めるとともに、従業員やその家族ががんになった 場合でも、安心して治療、療養、看護ができる環境づくりに努める

〔Ⅲ 施策

- 1 がんの予防及び早期発見の推進
 - ①生活習慣が健康に及ぼす影響等がんの罹(り)患に関する知識の普及啓発
 - ②県庁舎など多数の者が利用する施設における受動喫煙防止対策の推進
 - ③性別による特有のがんやがんの発生しやすい年齢を考慮したがん予防関する正しい知識の普及啓発
 - ④がんの発生に関与するウイルスに対する感染防止と医学的管理の推進
 - ⑤がん検診受診率の向上
 - ⑥がん検診に携わる保健医療関係者の資質の向上
- 2 がん医療に関する施策の実施
 - ①がん医療に携わる専門的な知識や技能を有する医師をはじめとした医療従事者の育成、確保
 - ②緩和ケアに関する専門的な知識等を有する医療従事者の養成など緩和ケア体制の整備
 - ③がん患者等の意向に基づく在宅におけるがん医療の充実
 - ④がん診療連携拠点病院の整備や機能強化、連携協力体制の推進
 - ⑤がん患者等に対する相談体制の充実強化とがん患者等の経験を生かした支援活動の推進
 - ⑥地域がん登録の推進

(Ⅳ 財政上の措置

県は、施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努める